

| | |
|--------|--------------|
| ※受付年月日 | R8年 月20日 |
| ※受付番号 | 群地企第 - 号 |
| ※備考 | |

変更後の変更届出書

令和8年1月16日

群馬県知事 様

〈 設置者 〉

氏名又は名称 株式会社 八木
 法人代表者氏名 代表取締役 八木 議廣
 住 所 群馬県高崎市並榎町63-3
 電 話 番 号 027-362-3726

平成15年9月25日付けをもって提出した届出のうち、下記事項について変更があったので、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地（ただし、名称のみの変更）
 - ・名称 クリエイトS・D高崎下小鳥町店
 - ・所在地 高崎市下小鳥町70番地2

- 2 変更した事項
 - ① 大規模小売店舗の名称
 - （変更前） とりせんファミリープラザ小鳥店
 - （変更後） クリエイトS・D高崎下小鳥町店
 - ② 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - （変更前） 合資会社八木
群馬県高崎市並榎街63番地
無限責任社員 八木 洵子
 - （変更後） 株式会社八木
代表取締役 八木 議廣
群馬県高崎市並榎街63-3
 - ③ 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - （変更前） 株式会社とりせん
群馬県館林市下早川田町700番地
代表取締役 前原 宏之
 - （変更後） 株式会社クリエイト エス・ディー
神奈川県横浜市青葉区荏田西2-3-2
代表取締役 瀧屋 幸彦

- 3 変更年月日
 - ① ③ 令和8年1月16日
 - ② 平成26年8月8日

- 4 変更の理由

建物設置者の名称及び代表者が変更となったこと、並びにとりせんの閉店により小売業者が変更したため



5 変更した事項に係る添付書類の一覧

(1) 法人にあつてはその登記簿の謄本、個人にあつてはその住民票の写し

・法人名 株式会社 八木 (別添のとおり)